

審 議 会 会 議 録

会議名称	平成28年度第1回伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会		
議 題	報告事項 (1) 平成27年度の情報公開等制度運用状況について ① 伊達市情報公開制度の運用状況について ② 伊達市個人情報保護制度の運用状況について (2) 防犯カメラの運用状況等について ① 平成27年度の総合公園だて歴史の杜防犯カメラの運用状況について ② 防犯カメラの設置状況について (3) 行政不服審査法による審査請求について 諮問事項 (1) 議案書の公開に係る個人情報の取扱いについて		
開催日時	平成28年8月19日（金） 15時00分～15時35分		
場 所	伊達市役所本庁舎2階会議室A		
出席者	出席委員 5名、事務局（総務部）5名		
	所管部課名	総務部職員法制課	
公開 非公開 の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者の人数	1名
	<input type="checkbox"/> 非公開	非公開の理由	
<p>【会議の概要】</p> <p>1 開会宣言（総務部長）</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 平成27年度の情報公開等制度の運用状況について</p> <p> ① 伊達市情報公開制度の運用状況について</p> <p> ② 伊達市個人情報保護制度の運用状況について</p> <p>(2) 防犯カメラの運用状況等について</p> <p> ① 平成27年度の総合公園だて歴史の杜防犯カメラの運用状況について</p> <p> ② 防犯カメラの設置状況について</p> <p>(3) 行政不服審査法による審査請求について</p> <p> － 事務局より説明</p> <p>【質疑・意見】</p> <p>[委 員] 行政不服審査法による審査に関する審理員は誰が行うのか。</p> <p>[事務局] 原処分に関与しない職員を審理員として指名することとなり、公正な審理を行うことができる。</p>			

[委員] 何もないことが双方にとって良いことだが、今後、請求があった場合に備え、本来は第三者機関として研修等も受けなければならない。

4 諮問事項

(1) 議案書の公開に係る個人情報の取扱いについて

－ 事務局から諮問に至った経緯と、議案書の公開に係る個人情報の取扱方針について説明

【質疑・意見】

なし

情報公開を積極的に推進する観点から、市ホームページにおいて議案書を公開することは重要なことであるが、個人情報の取扱いについては慎重を期す必要があることから、諮問内容に示された方針により公開することについて「適当である」として答申することとなった。

なお、事務局で答申案を整理し、審査会に示すこととなった。

5 その他

[委員] 平成28年1月よりマイナンバーカードの交付が開始されているが、カードの交付についてどれくらいあったのか。

[事務局] 7月31日現在で2,378人から申請済みである。

[委員] 個人番号カードの交付を受けなくても、通知カードで対応できるのが現状である。

6 閉会

伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会

日 時 平成28年 8 月19日(金)午後 3 時～

会 場 市役所本庁舎 2 階会議室 A

1 開 会

2 あいさつ (会長)

3 報告事項

- (1) 平成27年度の情報公開等制度の運用状況について
 - ① 伊達市情報公開制度の運用状況について
 - ② 伊達市個人情報保護制度の運用状況について

- (2) 防犯カメラの運用状況等について
 - ① 平成27年度の総合公園だて歴史の杜防犯カメラの運用状況について
 - ② 防犯カメラの設置状況について

- (3) 行政不服審査法による審査請求について

4 諮問事項

- (1) 議案書の公開に係る個人情報の取扱いについて

5 その他

6 閉 会

伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会

報告事項資料

平成28年8月19日

目次

- 1 平成27年度の情報公開等制度の運用状況について（P 1）
 - ① 伊達市情報公開制度の運用状況について
 - ② 伊達市個人情報保護制度の運用状況について

 - 2 防犯カメラの運用状況等について（P 1～2）
 - ① 平成27年度の総合公園だて歴史の杜防犯カメラの運用状況について
 - ② 防犯カメラの設置状況について

 - 3 行政不服審査法による審査請求について（P 2）
-
- ・（参考）伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会のあらまし（P 3～5）

 - ・伊達市市民活動センター防犯カメラの管理及び運用に関する要綱等（P 6～10）

 - ・伊達市放課後児童クラブ防犯カメラの管理及び運用に関する要綱等（P 11～14）

1 平成27年度の情報公開等制度の運用状況について

① 伊達市情報公開制度の運用状況について

(1) 年度別開示状況（平成13年度～平成27年度 15年間）

（単位：件）

年度 区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
全部開示	3	4	1	1	4	10	5	8	5	8	3	1	4	1	4	62
一部開示	0	1	2	4	0	3	0	0	0	0	2	1	0	1	0	14
不 存 在	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	3	6	3	5	4	13	5	8	5	8	5	2	4	2	4	77

(2) 平成27年度開示状況

請求件名	請求／決定年月日	決定内容	請求者
伊達市南黄金町某所における確認申請の建築計画概要書の第一面及び第二面	請求 H27. 6. 19 決定 H27. 7. 2	全部開示	道内住民
伊達市総合体育館温水プール及びトレーニング室に関する指定管理者募集要項、指定管理者管理業務仕様書、事業計画書及び収支予算書	請求 H27. 6. 29 決定 H27. 7. 1	全部開示	道外住民
伊達市総合体育館及び伊達市体育施設に関する指定管理者募集要項、指定管理者管理業務仕様書、事業計画書及び収支予算書等	請求 H27. 6. 29 決定 H27. 7. 1	全部開示	道外住民
平成25年度及び平成26年度分銀行等引受債借入条件一覧	請求 H28. 3. 22 決定 H28. 3. 24	全部開示	道外住民

② 伊達市個人情報保護制度の運用状況について

伊達市個人情報保護条例に基づく平成27年度の個人情報開示請求等は、ありませんでした。

過去の個人情報の開示請求件数につきましては、平成14年度、平成19年度及び平成23年度から平成25年度までの各年度にそれぞれ1件ずつ合計5件あり、これらに係る不服申立てを含め、訂正請求等はありませんでした。

2 防犯カメラの運用状況等について

① 平成27年度の総合公園だて歴史の杜防犯カメラの運用状況について

平成26年12月1日から運用を開始した「総合公園だて歴史の杜防犯カメラ」につきまして、平成27年度の個人情報（画像等）の目的外利用及び提供の状況を、次のとおり報告します。

(1) 画像等の目的外利用の状況

該当ありませんでした。

(2) 画像等の提供状況

該当ありませんでした。

② 防犯カメラの設置状況について

昨今の社会情勢や、犯罪及び事故の未然防止並びに発生時の迅速な対応等公益上の必要性から、新たに次の施設におきましても防犯カメラを設置し、その管理運用に係る要綱及び基準を定め、運用を開始しております。

防犯カメラ設置施設名	運用開始年月日	管理責任者	設置カメラ数
伊達市市民活動センター	平成28年4月1日	総務課長	屋内2台、屋外2台
伊達市放課後児童クラブ※	平成28年4月1日	子育て支援課長	児童クラブ2台ずつ

※市内9か所の施設のうち、うめのこ（梅本町）、さくら・あやめ（梅本町）、やまびこ（弄月町）、ほしのこ・かぜのこ・きたのこ（末永町）の4施設に防犯カメラを設置しています。

3 行政不服審査法による審査請求について

行政の処分に対する不服申立ての手續等を定める行政不服審査法が、平成26年に全部改正され、本年4月1日から施行されました。

不服申立てに係る審査請求があった場合は、審査庁が組織する審理員が審理手續を経て審理員意見書を作成し、審査庁は当該意見書について第三者機関に対し諮問しますが、本年3月の条例改正により、「伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」がこの第三者機関としての役割を担い、その権限により、諮問に対する調査審議及び答申をいたします。

なお、本年4月から現在まで、この制度に基づく審査請求はありません。

(参考) 伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会のあらまし

1 審査会のあらまし

「伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」は、行政不服審査法並びに伊達市情報公開条例及び伊達市個人情報保護条例の規定により、その権限に属させられた事項を処理するため市長の附属機関として設置されたものです。

市長部局等の実施機関が行った処分不服がある者は、行政不服審査法に基づいて審査請求をすることができます。審査請求があった場合、実施機関は「伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、その答申を受けて審査請求に対する裁決をします。

なお、行政不服審査法の規定に基づく第三者機関としての権限を所掌するため、平成28年4月1日から、旧「伊達市情報公開・個人情報保護審査会」を改組しております。

2 審査会の委員

市長によって委嘱された委員5名で構成されています。

伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(任期：平成27年10月1日～平成29年9月30日)

氏名	住所	備考
渡邊 源之	伊達市有珠町259番地	議会推薦
鈴木 啓一	伊達市末永町297番地5	学識経験者
小泉 勇一	伊達市中稀府町206番地2	議会推薦
木立 真理	伊達市有珠町124番地	一般公募
的場 重一	伊達市北黄金町49番地1600	経済界

3 審査会の所掌事項

① 行政不服審査法の規定により権限に属させられた所掌事項

- (1) 第43条関係（行政不服審査会等への諮問）

行政庁の処分又は不作為についての審査請求に係る審査庁の諮問に対する答申

- (2) 第74条関係（審査会の調査権限）

諮問案件の審査に関する審査庁等への資料の提出要求、意見陳述要求その他必要な調査

② 伊達市情報公開条例の規定により権限に属させられた所掌事項

- (1) 第14条関係（公文書の開示の決定）

公文書が著しく大量であって、2か月以上開示決定を延長する場合の意見

- (2) 第21条関係（審査請求の取扱い）

開示請求に係る処分又は不作為についての審査請求に係る実施機関の諮問に対する答申

③ 伊達市個人情報保護条例の規定により権限に属させられた所掌事項

- (1) 第7条関係（収集の制限）

本人以外から個人情報を収集する場合又は思想、信教等に関する個人情報を収集する場合の意見

- (2) 第9条関係（保有個人情報の利用及び提供の制限）

- 法令等の規定、本人同意等の場合を除き、公益上の必要性等の理由から、個人情報取扱事務の目的以外に保有個人情報を利用又は実施機関以外の者へ提供する場合の意見
- (3) 第11条関係（電子計算組織を結合する方法（オンライン）による提供の制限）
公益上の必要性等の理由から、オンラインにより保有個人情報を実施機関以外の者へ提供する
場合の意見
- (4) 第38条関係（審査請求の取扱い）
開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る処分又は不作為についての審査請求に係る実施
機関の諮問に対する答申
- ④ 伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会及び行政不服審査に関する条例の規定によ
る所掌事項
- (1) 第4条関係（所掌事項）
- ・情報の公開及び個人情報保護の運営に関する事項の調査審議
 - ・情報公開制度及び個人情報保護制度の在り方に関する意見具申
- (2) 第9条関係（審査会の調査権限等）
諮問案件の審査に関する実施機関等への資料の提出要求、意見陳述要求その他必要な調査

4 審査会の開催状況

開催日時	審議事項等
第20回 (H28. 2. 9)	行政不服審査法の改正に伴う審査会の改組について
第19回 (H27. 10. 14)	情報公開等の運用状況について 総合公園だて歴史の杜防犯カメラの運用状況について
第18回 (H26. 11. 12)	情報公開等の運用状況について 防犯カメラ設置により個人情報を本人以外から収集することについて
第17回 (H25. 10. 2)	情報公開等の運用状況について
第16回 (H24. 9. 5)	情報公開等の運用状況について
第15回 (H23. 10. 3)	情報公開等の運用状況について
第14回 (H22. 1. 28)	情報公開等の運用状況について
第13回 (H21. 10. 1)	水道料金等徴収業務の民間委託に伴う個人情報データの提供について
第12回 (H19. 11. 26)	要援護者（ひとり暮らし高齢者等）の支援体制整備に係る個人情報の提供につい て

第11回 (H19. 10. 2)	水道料金等徴収業務の民間委託に伴う個人情報データの提供について 情報公開等の運用状況について
第10回 (H19. 4. 24)	保有個人情報の外部提供について 情報公開等の運用状況について
第9回 (H17. 10. 3)	情報公開等の運用状況について
第8回 (H17. 6. 3)	保有個人情報（敬老会名簿）の提供について 情報公開等の運用状況について
第7回 (H16. 10. 13)	個人情報保護条例の改正について
第6回 (H16. 10. 8)	個人情報保護条例の改正について
第5回 (H15. 12. 1)	住基台帳カード等の広域利用について 個人情報の共有に係る管理運営について 個人情報保護条例の一部改正について
第4回 (H15. 10. 2)	情報公開等の運用状況について
第3回 (H14. 11. 14)	出資法人等情報公開要綱（案）について 消防地図情報検索処理装置への関係情報の提供について 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況報告について 情報公開等の運用状況について
第2回 (H12. 11. 21)	個人情報の収集の制限に関することについて 個人情報の利用及び提供の制限に関することについて
第1回 (H11. 8. 23)	情報公開、個人情報保護について

伊達市市民活動センター防犯カメラの管理及び運用に関する要綱

平成28年 3月31日

告示第48号

(趣旨)

第1条 この告示は、伊達市市民活動センター（以下「センター」という。）において、安全な管理運営を行うため、犯罪及び事故の未然防止並びに発生時の迅速な対応を図ることを目的として設置する防犯カメラの管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 防犯カメラとは、センターの安全な管理運営を行うため、犯罪防止等を目的として市長が設置する撮影装置であつて、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するもの及びこれに附属する機器をいう。

(管理責任者)

第3条 防犯カメラ、防犯カメラにより撮影された画像（以下「画像」という。）及び画像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）を適正に管理するため、管理責任者を置くものとし、総務課長がこれに当たる。

(管理責任者の責務)

第4条 管理責任者は、画像及び記録媒体（以下「画像等」という。）の漏えい、流出等の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、センターの利用者及びセンターの敷地内を通行する者が防犯カメラの設置を認識できるように、センター内に防犯カメラが稼動している旨を表示しなければならない。

3 管理責任者は、画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。

(画像の保存等)

第5条 画像の保存は、最新の概ね10日分の画像を記録媒体に記録する方法によるものとする。

2 前項の規定による保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を記録媒体に上書きする方法により行うものとする。

3 画像は、撮影時の現状により保存するものとし、編集又は加工をしてはならない。

4 画像は、これを複製してはならない。ただし、管理責任者が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(画像等の利用及び提供)

第6条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、画像等を目的以外に利用し、又は画像等を他の者へ提供してはならない。

(1) センター及び地域の安全を脅かすような事態が生じた場合で、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から犯罪捜査目的で文書により提供を求められたとき。

(2) 前号のほか、法令の規定に基づき、文書により提供を求められたとき。

(3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(個人情報保護条例の遵守)

第7条 この告示に定めるもののほか、管理責任者その他防犯カメラの管理及び運用に関する事務を行う者は、防犯カメラの管理及び運用並びに画像等に関する取扱いについて、伊達市個人情報保護条例（平成16年条例第26号）に則り、適切な措置を講じなければならない。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、防犯カメラの管理及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

伊達市市民活動センター防犯カメラ管理運用基準

(目的)

第1条 この基準は、伊達市市民活動センター防犯カメラの管理及び運用に関する要綱（平成28年告示第48号。以下「要綱」という。）に基づき、防犯カメラ、画像、録画機器等及び記録媒体（以下「防犯カメラ等」という。）の管理に係る基本事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語は、この基準に特段の定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

(取扱者等)

第3条 管理責任者は、必要があると認めた場合には、防犯カメラ等の稼働確認、施錠等維持管理及び操作等運用にかかる業務（以下「防犯カメラ等の取扱い」という。）をさせるため、総務課の職員のうち指定するものを防犯カメラ等取扱者（以下「取扱者」という。）に任命することができる。

2 管理責任者は、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を委託することができる。この場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、伊達市個人情報保護条例（平成16年条例第26号）、要綱、この基準等関係法令並びに管理責任者の指示等防犯カメラの取扱いに関する業務を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守すべき事項を仕様書等に明記する等必要な措置を講じなければならない。

3 取扱者及び受託者は、画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。取扱者及び受託者でなくなった後においても同様とする。

4 管理責任者は、必要に応じて、取扱者又は受託者が行う防犯カメラ等の取扱いに関する業務について、検査するものとする。

(防犯カメラ等の設置場所)

第4条 防犯カメラは、別添配置図のとおり設置するものとする。

2 画像を記録する録画機器並びに画像表示機器及び撮影装置の制御機器（以下「録画機器等」という。）は、センター管理事務室内に設置するものとする。

(設置の表示)

第5条 要綱第4条第2項に定める防犯カメラが設置されている旨の表示について、管理責任者は、防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示するものとする。

(安全管理のための措置)

第6条 要綱第4条第1項に定める漏えい、流出等の防止その他の安全管理のための措置として、録画機器等は、次の各号のとおり管理するものとする。

(1) 録画機器等は管理事務室内に固定し、容易に取外しできないものとする。

(2) 録画機器等が持ち出されないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 設置場所以外への持ち出しを禁止する。ただし、保守点検等の理由により、管理責任者が許可した場合は、この限りではない。

(4) その他、管理責任者が認めた必要な措置を講ずるものとする。

(画像及び記録媒体の取扱い)

第7条 画像及び記録媒体は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 要綱第5条第1項の規定による画像の保存期間は、10日間とする。ただし、管理責任者が必要

と認めた場合は、この限りでない。

- (2) 要綱第5条第2項の規定による画像の消去は、前項の保存期間経過後速やかに、かつ復元が不能となるよう記録媒体に上書きするものとする。ただし、記録媒体を廃棄する場合は、画像の読取り又は復元が不能となるよう破砕等の処理を行うものとする。
 - (3) その他、要綱第4条第1項に規定する画像及び記録媒体の漏えい、流出等の防止、同第5条第3項に規定する画像の編集又は加工の禁止、同条第4項に規定する複製の禁止等のために管理責任者が認めた必要な措置を講じること。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が要綱第6条各号に該当すると認めた場合は、画像の利用又は提供をすることができる。
 - 3 前項に規定する画像の利用又は提供をする場合において、次の各号に掲げる事務手続きをとることとする。
 - (1) 要綱第6条第1号及び第2号に該当すると認めた場合は、要請を文書によって確認する。
 - (2) 利用又は提供する相手に対して、身分証明書の提示を求めるなど、身分を確認する。
 - (3) 利用又は提供したことについて、管理上必要な記録を残す。

(苦情処理)

第8条 管理責任者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会への報告)

第9条 画像の利用又は提供の状況について、毎年、伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会へ報告するものとする。

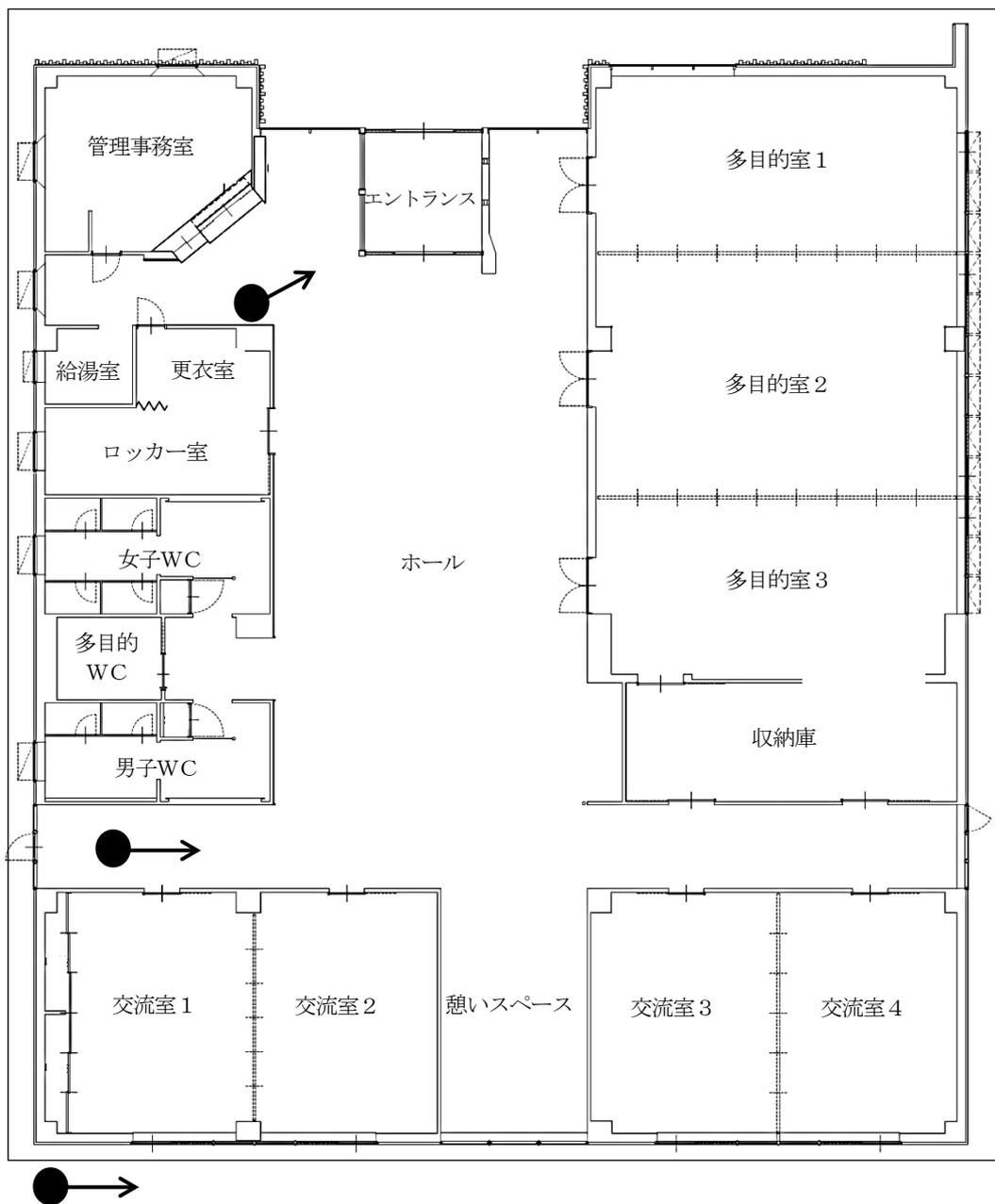
(委任)

第10条 この基準の施行に関して必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

伊達市市民活動センター防犯カメラ配置図



伊達市放課後児童クラブ防犯カメラの管理及び運用に関する要綱

平成28年3月29日

告示第46号

(趣旨)

第1条 この告示は、伊達市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）において、安全な管理運営を行うため、犯罪及び事故の未然防止並びに発生時の迅速な対応を図ることを目的として設置する防犯カメラの管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 防犯カメラとは、児童クラブの安全な管理運営を行うため、犯罪防止等を目的として市長が設置する撮影装置であって、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するもの及びこれに附属する機器をいう。

(管理責任者)

第3条 防犯カメラ、防犯カメラにより撮影された画像（以下「画像」という。）及び画像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）を適正に管理するため、管理責任者を置くものとし、子育て支援課長がこれに当たる。

(管理責任者の責務)

第4条 管理責任者は、画像及び記録媒体（以下「画像等」という。）の漏えい、流出等の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者は、児童クラブの利用者及び児童クラブの敷地内を通行する者が防犯カメラの設置を認識できるよう、児童クラブ内に防犯カメラが稼働している旨を表示しなければならない。
- 3 管理責任者は、画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。

(画像の保存等)

第5条 画像の保存は、最新の概ね10日間分の画像を記録媒体に記録する方法によるものとする。

- 2 前項の規定による保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を記録媒体に上書きする方法により行うものとする。
- 3 画像は、撮影時の現状により保存するものとし、編集又は加工をしてはならない。
- 4 画像は、これを複製してはならない。ただし、管理責任者が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(画像等の利用及び提供)

第6条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、画像等を目的以外に利用し、又は画像等を他の者へ提供してはならない。

- (1) 児童クラブ及び地域の安全を脅かすような事態が生じた場合で、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から犯罪捜査目的で文書により提供を求められたとき。
- (2) 前号のほか、法令の規定に基づき、文書により提供を求められたとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(個人情報保護条例の遵守)

第7条 この告示に定めるもののほか、管理責任者その他防犯カメラの管理及び運用に関する事務を行う者は、防犯カメラの管理及び運用並びに画像等に関する取扱いについて、伊達市個人情報保護条例（平成16年条例第26号）に則り、適切な措置を講じなければならない。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、防犯カメラの管理及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

伊達市放課後児童クラブ防犯カメラ管理運用基準

(目的)

第1条 この基準は、放課後児童クラブ防犯カメラの管理及び運用に関する要綱（平成28年告示第46号。以下「要綱」という。）に基づき、防犯カメラ、画像、録画機能付きモニター及び記録媒体（以下「防犯カメラ等」という。）の管理に係る基本事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語は、この基準に特段の定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

(取扱者等)

第3条 管理責任者は、必要があると認めた場合には、防犯カメラ等の稼働確認、維持管理及び操作等運用にかかる業務（以下「防犯カメラ等の取扱い」という。）をさせるため、子育て支援課の職員のうち指定する者を防犯カメラ等取扱者（以下「取扱者」という。）に任命することができる。

2 取扱者は、画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。取扱者でなくなった後においても同様とする。

3 管理責任者は、必要に応じて、取扱者が行う防犯カメラ等の取扱いに関する業務について、検査するものとする。

(防犯カメラ等の設置場所)

第4条 防犯カメラ等は、次のとおり設置するものとする。

児童クラブ名	防犯カメラ1	防犯カメラ2	録画機能付きモニター 記録媒体
うめのこ	正面玄関 1台	裏玄関 1台	事務室 1台
さくら	正面玄関 1台	2階裏玄関 1台	事務室 1台
やまびこ	正面玄関 1台	バルコニー 1台	事務室 1台
ほしのこ	正面玄関 1台	裏玄関 1台	事務室 1台

(設置の表示)

第5条 要綱第4条第2項に定める防犯カメラが設置されている旨の表示について、管理責任者は、設置者の名称を併せて表記することとし、防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示するものとする。

(安全管理のための措置)

第6条 要綱第4条第1項に定める漏えい、流出等の防止その他の安全管理のための措置として、録画機能付きモニター及び記録媒体は、次の各号のとおり管理するものとする。

- (1) 録画機能付きモニター及び記録媒体が持ち出されないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 保管場所以外への持ち出しを禁止する。ただし、保守点検等の理由により、管理責任者が許可した場合は、この限りではない。
- (3) その他、管理責任者が認めた必要な措置を講ずるものとする。

(画像及び記録媒体の取扱い)

第7条 画像及び記録媒体は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1) 要綱第5条第1項の規定による画像の保存期間は、10日間とする。ただし、管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (2) 要綱第5条第2項の規定による画像の消去は、前項の保存期間経過後速やかに、かつ復元が不能となるよう記録媒体に上書きするものとする。ただし、記録媒体を廃棄する場合は、画像の読取り又は復元が不能となるよう破砕等の処理を行うものとする。
- (3) その他、要綱第4条第1項に規定する画像及び記録媒体の漏えい、流出等の防止、同第5条第3項に規定する画像の編集又は加工の禁止、同条第4項に規定する複製の禁止等のために管理責任者が認めた必要な措置を講じること。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が要綱第6条各号に該当すると認めた場合は、画像の利用又は提供をすることができる。
- 3 前項に規定する画像の利用又は提供をする場合において、次の各号に掲げる事務手続きをとることとする。
- (1) 要綱第6条第1号及び第2号に該当すると認めた場合は、要請を文書によって確認する。
- (2) 利用又は提供する相手に対して、身分証明書の提示を求めるなど、身分を確認する。
- (3) 利用又は提供したことについて、管理上必要な記録を残す。

(苦情処理)

第8条 管理責任者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会への報告)

第9条 画像の利用又は提供の状況について、毎年、伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会へ報告するものとする。

(委任)

第10条 この基準の施行に関して必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

写

伊 職 号

平成28年 8 月 19 日

伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会

会 長 渡 邊 源 之 様

伊達市長 菊 谷 秀 吉

伊達市個人情報保護条例に係る個人情報の取扱いに関することについて（諮問）
伊達市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記の事項について貴
審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

議案書の公開に係る個人情報の取扱いについて

2 諮問の内容

別紙のとおり

(別紙)

1 諮問事項

議案書の公開に係る個人情報の取扱いについて

2 公開の目的

個人情報の保護に配慮した措置を講じたうえで市ホームページ等で議案書の公開を行うことにより、情報公開を積極的に推進する。

3 議案書の公開に係る個人情報の取扱方針

【ホームページでの公開について】

(1) 個人情報保護の対象となる議案

ア 人事案件

副市長、教育委員会教育長、教育委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員等の選任（任命）、市政功労者の表彰及び人権擁護委員の推薦等

イ その他個人情報が記載された議案

損害賠償の額の決定、和解、訴えの提訴、財産の取得又は処分等

(2) 個人情報の範囲及び保護措置について

ア 人事案件については、住所及び生年月日を「*」で表示する。

イ その他個人情報が記載された議案については、氏名及び住所を「*」で表示する。

【議員配付用の議案書について】

市議会の議決を要する議案の中には、氏名及び住所といった個人を特定する情報が含まれているが、議会での審議上不可欠であるため、従前どおり議案審議に必要な範囲で議案書に掲載する。

【報道機関配付用の議案書について】

報道・取材の自由にかかる公益上の必要性を考慮して従前どおり議員配付用と同一のものとする。

【議会傍聴者閲覧用及び市民閲覧用の議案書について】

議会傍聴者閲覧用及び市民閲覧用の議案書においては、ホームページでの公開における取扱いと同様の取扱いとする。

(別紙)

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏 名 佐 藤 富貴子

住 所 * * * * *

生年月日 * * * * *

平成28年6月14日提出

伊達市長 菊 谷 秀 吉

(別紙)

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分するものとする。

平成28年3月18日

伊達市長 菊 谷 秀 吉

損害賠償の額の決定並びにこれに係る和解について
市は、損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解する。

記

1 損害賠償の相手方

住所 ****

氏名 ****

2 損害賠償の額

金 5,400円

3 和解の概要

平成28年2月29日未明、伊達市松ヶ枝町217番地伊達市霊園において、強風により墓地敷地内の樹木の枝が折れ、折れた枝が****氏の所有する墓石に接触し、墓誌足接合部に損傷を与えたことに対する損害賠償額を5,400円とし、****氏が伊達市より前記金額を受領した後は、双方何らの異議申立てを行わないものとする。和解する。